

No	区分	質問	回答
1	支援要件	「団体バスツアー」の要件を教えてください。	ツアー参加者が15名以上であり、発地と目的地の間の移動手段に貸切バスを利用する必要があります。 また、ツアー参加者は、原則、同一行動をする必要があります。
2	支援要件	対象地域に記載されている地域以外を発着する団体ツアーは対象外ですか。	対象外です。その他、発着地が海外となるインバウンド観光客の団体ツアーも対象外となります。左記の県を発着するインバウンド観光客の団体ツアーは対象となります。
3	支援要件	ツアー申請数に上限はありますか。	申請ツアー数に上限はありませんが、原則として、各事業所1期間につき催行されたツアーのバス2台分までを支援します。
4	支援要件	団体ツアーの行程の一部に散策やフリータイムがあるものは、支援対象とならないのですか。	単なる交通付きフリープランは支援対象外ですが、行程の一部に散策やフリータイムがあっても、支援要件を満たしていれば対象となります。
5	支援要件	現地集合解散の団体ツアーは支援対象となりますか。	支援対象にはなりません。
6	支援要件	1 ツアー15名以上の人数に、子供や幼児は含まれますか。	ツアー料金が発生しない子供や幼児については、1名としてカウントしません。
7	支援要件	バス2台での団体ツアーの場合でも、支援要件の人数は、15名以上でよいのですか。 あるいは、15名×2台=30名が支援要件の人数になるのですか。	バスの台数に限らず、1 ツアー15名以上であることが支援要件となります。
8	支援要件	千葉県以外の都道府県にまたがるツアーは支援対象となりますか。	支援要件を満たしていれば対象となります。
9	支援要件	インバウンドのトランジットツアーやアフターコンベンションツアー（エクスカーションツアー）も対象となりますか。	支援対象になります。 ※ただし、当該ツアー主催会社が、旅行業法に基づく旅行業の登録を受けており、日本国内に事業所及び銀行口座を有している必要があります。
10	支援要件	受注型企画旅行で、千葉県内にある自社工場（あるいは関連会社の施設等）を視察/研修で利用する場合、その施設で観光施設等利用証明書が発行されれば、観光施設の利用とみなされますか。	観光施設の利用とはみなしません。 他の観光施設を利用していただく必要があります。
11	支援要件	フリータイムのオプションとして、参加者の一部を資料館に案内する場合、観光施設等利用証明書が発行されれば、観光施設の利用となりますか。	団体ツアーは同一行動が原則のため、一部のお客様が自由行動中に観光施設へ立ち寄ったとしても、1施設にカウントすることはできません。
12	支援要件	民泊施設も宿泊施設となりますか。	住宅宿泊事業法や国家戦略特別区域法上の施設であり、かつ宿泊施設利用証明書を発行できれば、宿泊施設とみなします。
13	支援要件	滞在時間が短時間であっても、観光施設等利用証明書が発行されれば、観光施設の利用となりますか。	観光施設の利用・ツアー人数及び催行日が確認できる書面を入手することができれば、1施設としてカウントできます。

14	支援要件	交通渋滞等により、予定していた観光施設に立ち寄れず、千葉県内の観光施設は1市町村しか利用できませんでした。その場合、支援を受けることができますか。	支援対象外となります。
15	基本支援金	路線バスや送迎バスを使った場合に、支援の対象となりますか。	対象外です。 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）の許可を受けた事業者の貸切バスを利用する場合に加算対象となります。
16	支援金加算	東京湾フェリー加算を得るためには、何を提出すればよいか。	東京湾フェリーに乗船した際に渡される半券の写しをご提出ください。
17	観光施設	移動手段としてではなく、観光的要素・目的として、ツアー途中に東京湾フェリーに乗船する場合、観光施設の利用とみなされますか。	東京湾フェリーは、支援金の加算項目となっているため、観光施設の利用とはみなしません。
18	観光施設	宿泊施設に泊まった場合は、観光施設の利用とみなされますか。	観光施設の利用とはみなしません。
19	証明書	景勝地などの無人観光施設を行程に組み入れた場合、観光施設等利用証明書や領収書を取得できませんが、その場合はどうすればよいですか。	観光施設の利用・ツアー人数及び催行日が確認できる書類を取得できない施設への立ち寄り、1施設にカウントできません。
20	証明書	ツアー当日は添乗員もガイドも同行しないため、利用証明書等の回収が難しいのですが、その場合はどうすればよいですか。	あらかじめ、各利用施設に相談の上、ツアー実施後に利用証明書等を入手するようお願いします。
21	証明書	宿泊ツアーであることを証する書類は、宿泊施設の領収証でもよいですか。	宿泊利用証明書（事務局様式）に限ります。
22	証明書	実施報告の際に添付する書類のうち、「その他事務局が必要と認めるもの」とは、どのような書類ですか。	その他については、必要となった際に改めてお知らせします。
23	その他	国や地方自治体が行う需要喚起策との併用は可能ですか。	可能です。
24	その他	支援対象期間内であっても、申請受付が終了する可能性はありますか。	予算に達し次第、受付を終了します。
25	その他	社会情勢の変化等により、支援が中止又は停止された場合に、取消料等の補償はありますか。	事務局は、取消料等のいかなる費用も補償しません。